

03\_「川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例」における独自基準の考え方

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
居宅介護支援	運営規程	(運営規程) 第十八条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として次に掲げる事項を定めるものとする。	(運営規程) 第21条 (同左)	
		一 事業の目的及び運営の方針	(1) (同左)	
		二 職員の職種、員数及び職務内容	(2) (同左)	
		三 営業日及び営業時間	(3) (同左)	
		四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額	(4) (同左)	
		五 通常の事業の実施地域	(5) (同左)	
		六 虐待の防止のための措置に関する事項	(6) (同左)	
		(7) <u>個人情報の管理の方法</u> (8) <u>苦情への対応方法</u> (9) <u>事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法</u>	利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者にも最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。	
	七 その他運営に関する重要事項	(10) (同左)		
	設備及び備品等	(設備及び備品等) 第二十条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	(設備及び備品等) 第23条 (同左)	必要な設備及び備品等として特に配慮しなければならないもの ア 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備(市独自) イ 鍵付きの書庫(市独自)
	記録の整備	(記録の整備) 第二十九条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。  2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。	(記録の整備) 第32条 (同左)  2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することを義務付けたもの。